

母子避難者等無料措置 利用ICの考え方の整理

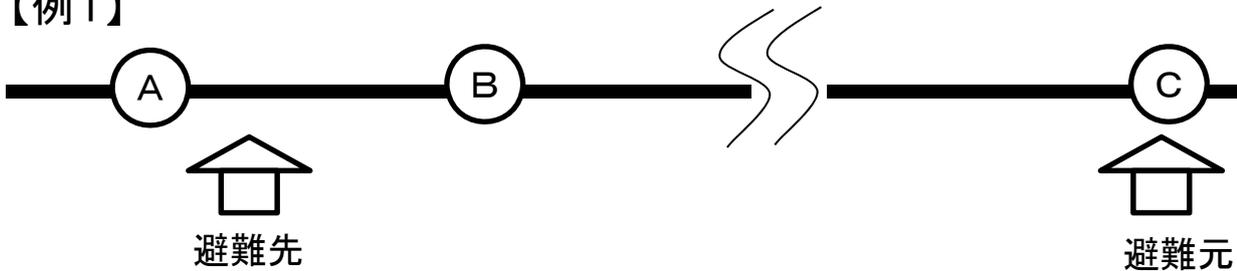
【基本ルール】利用IC(=証明書に記載するIC)は、各居住地ごとに1つずつ

①利用ICは、対象路線内における、避難先・避難元からの「最寄りIC」(=最短距離のIC)とするのを原則

②ただし、避難者が①のICの隣接ICの利用を希望する場合は、これを利用ICとすることも可

(この場合、①のICは利用ICにはできない)

【例1】



⇒避難先の利用ICとしては、最寄りのAインターを原則とするが、Aインターを使わずBインターとしてもよい。

③避難先・避難元からICまでの道路事情(※)により①・②以外を利用することが合理的な場合には、事情を確認のうえ、当該他のICを利用することも可

(この場合、①・②のICは利用ICにはできない)

※安全性(積雪・峠越え・道が狭隘 等)

時間短縮(バイパス整備・渋滞が無い等) など

⇒勤務先や親戚宅に近い等の道路事情以外の理由の場合は不可

【例2】



⇒避難先から最短距離のICは「つくば中央」だが、走行時間短縮のため、そこを使わず、「久喜IC」を利用ICとしてもよい。